

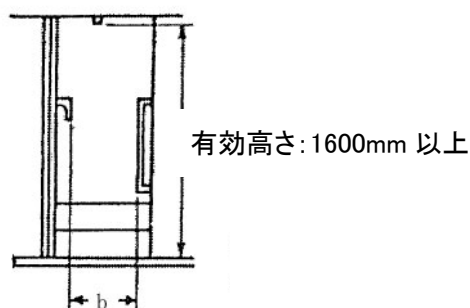
「6-2. 車いす利用者の乗降口」

- 適用範囲

○乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く）

- 改正概要

○乗車定員 11 人以上の自動車に備える乗降口は原則有効高さ 1600mm 以上でなければならないとされています。



○今般、専ら車いす利用者が乗降することを目的として追加的に設けられる乗降口は、当該要件を適用しないこととします※。

（この場合、原則有効高さ 1600mm 以上有する通常の乗降口の備え付けも必要。）

※介助者等が当該乗降口を利用する場合は、頭を上端部に衝突しないよう注意喚起する等の対策を行います。



- 改正時期

平成 28 年 1 月（予定）

- 適用時期

平成 28 年 1 月（予定）